

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請	(生活振興課)	九五
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回	(地域医療課)	九六
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正	(地域医療課)	九六
○生活保護法による医療機関の指定	(保護課)	九六
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出	(保護課)	九七
○生活保護法による施設機関の指定	(保護課)	九七
○大規模小売店舗立地法第六条第二項(変更)の届出	(地域産業課)	九七
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	九八
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	一〇〇
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	一〇〇
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(資源管理課)	一〇〇
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	一〇〇
○道路の区域の変更	(道路整備課)	一〇〇
○公有水面の埋立ての免許の出願	(砂防災害課)	一〇一
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	一〇一
公 告		
○公募型プロポーザルの実施	(環境政策課)	一〇三
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		一〇四
札幌医科大学告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		一〇四
○一般競争入札の実施		一〇五
道教育委員会教育長告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一〇六
道公安委員会告示		
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示		一〇七
道警察本部公告		
○平成十四年度(第二回)北海道警察官採用試験の実施		一〇九

道内水面漁場管理委員会指示

○やけ・ますそ上河川における水産動物の採捕禁止について

一一一

告 示

示

北海道告示第1212号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更(じねんにあつては収益事業に関する変更、旅とびあ北海道にあつては特定非営利活動に係る事業の変更、社員資格の得喪に関する変更及び役員に関する変更、障害児者の教育と福祉を進める会にあつては社員資格の得喪に関する変更、役員に関する変更及び職員に関する変更、北海道病院協会にあつては役員に関する変更)の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成14年7月16日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 申 請 の あ つ た 年 月 日 平成14年6月14日

(2) 特定非営利活動法人の名称 じねん

(3) 代 表 者 の 氏 名 萩山 深良

(4) 主たる事務所の所在地 北海道空知郡中富良野町字中富良野東1線北20号

(5) 定款に記載された目的 この法人は主として痴呆性老人に対する介護サービスに関する事業を行い、高齢者福祉の発展充実に寄与することを目的とする。

2(1) 申 請 の あ つ た 年 月 日 平成14年6月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称 旅とびあ北海道

(3) 代 表 者 の 氏 名 下間 啓子

(4) 主たる事務所の所在地 北海道旭川市2条通8丁目2112番地2条ビル3階

(5) 定款に記載された目的 この法人は、「旅は生きるエネルギー」をキーワードに、障害の有無や年齢・性別・国籍などの違いにかかわらず、「誰でも、自由に、どこへでも」外出可能なサポートシステムを構築し、「旅」での出会いや体験を通して、誰もが心豊かに地域で生活ができるよう、その環境整備の推進に寄与することを目的とする。

3(1) 申 請 の あ つ た 年 月 日 平成14年6月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称 障害児者の教育と福祉を進める会

第1382号

報 公 開 北 道

- (3) 代 表 者 の 氏 名 久保田昌幸
(4) 主たる事務所の所在地 北海道札幌市白石区北郷1条10丁目5番14号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、障害児者の教育と福祉の場を設ける事業、障害児者に対する理解を促進する啓蒙と研修事業、障害児者に対する諸施策の促進事業、関係諸機関諸団体との連携事業などを行うことにより、障害児者の教育と福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成14年6月20日
(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道病院協会
(3) 代表者の氏名 西 信博
(4) 主たる事務所の所在地 北海道札幌市中央区大通西6丁目6-1 北海道医師会館内
(5) 定款に記載された目的 道内の医療に携わる者を対象に、医療の質の向上に関する事業を行い、道民の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

北海道告示第1213号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成14年7月16日

名	称	所	在	地	申出撤回日
医療法人社団長橋外科皮膚科医院		小樽市長橋4丁目4番10号			平成14.4.1
国立登別病院		登別市登別温泉町5番地			同
医療法人社団成議会整形外科ふしこ病院		札幌市東区伏古5条3丁目3番2号			同 14.4.24

北海道告示第1214号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成14年7月16日

札幌市の項医療法人社団成議会整形外科ふしこ病院を削り、同項羊ヶ丘病院の事項中「羊ヶ丘病院」を「医療法人社団悠仁会羊ヶ丘病院」に改め、国立療養所札幌南病院の事項の次

に次の1事項を加える。

医療法人三和会札幌南整形外科 札幌市南区南33条西11丁目 平成17.6.30
病院 4番1号
同項札幌社会保険総合病院の事項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改める。
函館市の項医療法人函館渡辺病院の事項中「平成17.1.31」を「平成17.6.30」に改める。
小樽市の項小樽脳神経外科病院の事項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改め、同項医療法人社団長橋外科皮膚科医院を削る。

旭川市の項豊岡中央病院の事項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改め、同項大雪脳神経外科整形外科病院の事項中「大雪脳神経外科整形外科病院」を「医療法人社団杏仁会大雪病院」に改める。

釧路市の項医療法人孝仁会星が浦病院の事項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改める。

帯広市の項社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院の事項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改め、同項医療法人社団北斗あおぞら病院の事項中「医療法人社団北斗とかち病院」を「医療法人社団北斗あおぞら病院」に改める。

網走市の項医療法人明生会網走脳神経外科病院の事項の次に次の1事項を加える。

こが病院 網走市南5条西2丁目3番地 平成17.6.30

苫小牧市の項医療法人社団医修会とまこまい脳神経外科の事項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改める。

紋別市の項医療法人社団耕仁会曽我クリニツクの事項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改める。

登別市の項国立登別病院を削る。

石狩市の項医療法人財団幸福会石狩花川脳神経外科病院の事項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改める。

芽室町の項中「町立芽室病院」を「公立芽室病院」に改める。

広尾町の項中「平成14.6.30」を「平成17.6.30」に改める。

北海道告示第1215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年7月16日

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人社団イースト	函館市日吉町2丁目8番17号	平成14.4.1
たやま内科消化器科		

医療法人社団 こが整形外科クリニック	函館市時任町23番 9号	平成14. 4. 1
医療法人社団 かくもと内科消化器科クリニック	函館市五稜郭町35番12号	同
医療法人社団 川崎眼科	函館市桔梗3丁目23番16号	同 14. 5. 1
佐 藤 眼 科	静内郡静内町青柳町1丁目 9 番19号	同 14. 6. 15
浜 田 歯 科 湯 川 医 院	函館市湯川町3丁目27番29号	同 14. 5. 1
医療法人社団 館齒科医院	小樽市稲穂3丁目14番14号	同
は な そ の 審 美 歯 科	苫小牧市花園町2丁目12番21号	同
野 幌 ふ じ い 歯 科 医 院	江別市野幌町26番地 芙蓉第12ビル2 F	同
セ シ ヌ 又 歯 科	勇払郡鴨川町末広町2丁目125番地	同 14. 6. 1

北海道告示第1216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。
平成14年 7月16日

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	北海道知事 堀 達 也	届 出 の 内 容
医療法人社団 だて内科医院	函館市湯川町2丁目37番 6号	平成14. 2. 23	休止
こが整形外科クリニック	函館市時任町23番 9号	同 14. 3. 31	廃止
稲 刈 医 院	函館市大縄町19 - 11	同	同
尾 関 産 婦 人 科 医 院	函館市千代台町13番22号	同 14. 5. 31	同
かくもと内科消化器科クリニック	函館市五稜郭町35番12号 ミ―五稜郭 1 F	同 14. 3. 31	同
川 崎 眼 科 医 院	函館市桔梗3丁目23番16号	同 14. 4. 30	同
医療法人社団歯進会 角川齒科医院 松陰本院	函館市松陰町 9 番 9号	同 13. 6. 30	同
医療法人社団 館齒科医院	小樽市稲穂3丁目 4番 9号	同 14. 3. 30	同
は な そ の 審 美 歯 科	苫小牧市花園町2丁目12番地21号	同 14. 4. 30	同
クヌリのキクチ調剤薬局	枝幸郡浜頓別町字浜頓別154番地	同 14. 5. 25	同
かたやま内科消化器科	函館市日吉町2丁目 8番17号	同 14. 3. 31	同
森 整 骨 院	函館市日吉町1丁目14 - 7	同	同

北海道告示第1217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第19条の規定により、

医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成14年 7月16日		北海道知事 堀 達 也	
名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	指定年月日	
藤 田 整 骨 院	函館市富岡町2 - 66 - 2 ビアコート21	平成14. 4. 12	
森 整 骨 院	函館市日吉町1丁目14 - 7	同 14. 4. 1	

北海道告示第1218号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年11月18日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着することができると提出することができる。
平成14年 7月16日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
札内ショッピングモール
中川郡幕別町札内共栄町163番地ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア ホーマック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
イ 中道リーヌ株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北 1 条東3丁目3 番地
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホーマック株式会社	午前 9 時30分	午後 9 時
株式会社ダイイチ	午前 9 時30分	午後 9 時45分
北雄ラッキー株式会社	午前10時	午後 9 時
株式会社パフォーエストラッグ	午前10時	午後 9 時

株式会社メガネトッパ	午前9時30分	午後8時
------------	---------	------

(変更後)

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホーヌック株式会社	午前7時30分	午後9時
株式会社ダイイチ	午前9時 (ただし、年間120日午前7時30分)	午後9時15分
北雄ラッキー株式会社	午前9時 (ただし、年間120日午前7時30分)	午後9時
株式会社パワーストッパ	午前10時	午後9時
株式会社メガネトッパ	午前9時30分	午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時まで
(変更後) 午前7時から午後10時まで

(4) 変更する年月日
平成14年7月11日

(5) 変更する理由
営業政策の変更のため

2 届出年月日
平成14年7月4日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年7月16日 (火) から11月18日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1219号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年11月18日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年7月16日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジー・イー・エル 代表取締役 中内 潤
東京都港区六本木二丁目2番5号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー上磯店
上磯郡上磯町七重浜四丁目44番1号

(3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時 (但し、年間52日午前9時から午後8時 (但し、年間240日午後9時) まで
(変更後) 午前9時から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分 (但し、年間52日午前8時30分) から午後8時30分 (但し、年間240日午後9時30分) まで
(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

(4) 変更する年月日
平成14年7月3日

(5) 次に掲げるもののうち、(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ダイ・ハイ	東京都港区芝公園二丁目4番1号	代表取締役 山田 康史
株式会社オートバックス	東京都港区三田三丁目13番16	代表取締役 住野 公一

藤久株式会社	名古屋市長東区高社1番210	代表取締役 後藤 正巳
浜 田 喜四郎	上磯郡上磯町久根別二丁目1番70号	
株式会社こだて柳屋	函館市万代町3番13号	代表取締役 若杉 正彦
社会福祉法人 侑愛会	上磯郡上磯町七重浜六丁目8番30号	理事長 大場 茂俊
株式会社三貴	東京都豊島区東池袋三丁目4-3	代表取締役 木村 和巨
株式会社鈴丹	名古屋市中区栄三丁目15番37号	代表取締役 伊佐 治博
株式会社ハニーズ	いわき市鹿島町走熊字七本松27番1	代表取締役 江尻 義久
株式会社アメリカ屋	仙台市太白区郡山字籠ノ瀬10番1	代表取締役 斉藤 恵正
株式会社サニー	旭川市秋月2条2丁目9番3	代表取締役 小野寺清春
株式会社さつく	函館市東雲町13番1号	代表取締役 藤田 英晴
株式会社オバラ	札幌市北区北7条西1丁目	代表取締役 小原 徹夫
有限会社佐川呉服店	茅部郡森町字御幸町111番	代表取締役 佐川 正敏
有限会社靴のスーパー平松	函館市松川町34番5	代表取締役 平松 巳好
株式会社札幌カンガルー堂	千葉市中央区中央四丁目3番5	代表取締役 田島 邦夫
エス・エル株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2	代表取締役 丸山 朝
株式会社フイッショラソド	札幌市中央区南3条東四丁目1番20	代表取締役 佐藤 隆士
有限会社クレイズコミユニティ	函館市松風町8番18号	代表取締役 佐藤 徹
有限会社タリ	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7番2	代表取締役 大塚 正照

株式会社エルシェ	東京都中央区銀座六丁目2番1	代表取締役 多田 剛
株式会社コルポバ	東京都中央区銀座六丁目2番1	代表取締役 井上 武二
株式会社リオチェーン	名古屋市長和平一丁目1番20	代表取締役 横山 卓幸
有限会社プロス	函館市田家町7番18号	代表取締役 越田 恵哉
株式会社ナックス	豊中市服部元町二丁目1番3	代表取締役 成田 栄廣
株式会社松伸	札幌市中央区南3条東三丁目22番地	代表取締役 松葉 光雄
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎一丁目6番1号	代表取締役 辻 信太郎
アイ・ティー・テレビコム株式会社	東京都文京区音羽二丁目	代表取締役 田中 長典
植 嶋 紀 子	函館市長原3丁目12番6号	
有限会社フタバヤ	函館市松風町9番15号	代表取締役 金子 謹也

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

20,582㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

1,740台

(イ) 駐輪場の収容台数

120台

(ウ) 荷さばき施設の面積

378㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

405㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

9か所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
平成14年7月2日
- 3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成14年7月16日(火)から11月18日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1220号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成14年7月4日、門別町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年7月16日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1221号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年7月16日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年7月16日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達也
田代	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、暗きよ)	北海道檜山支庁
女満別	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良、農用地造成)	北海道網走支庁

北海道告示第1222号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年7月16日

北海道知事 堀 達也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日

平成14年6月25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社 代表取締役 米倉 弘

(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号

4 落札金額

79,800,000円

5 競争の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道告示第832号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道水産林務部資源管理課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1223号

釧路開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月16日

北海道知事 堀 達也

1(1) 作業種類 公共測量(道路台帳測量)

(2) 作業期間 平成14年7月4日から10月17日まで

(3) 作業地域 標茶町

2(1) 作業種類 公共測量(道路台帳測量)

(2) 作業期間 平成14年7月5日から10月21日まで

(3) 作業地域 厚岸町

北海道告示第1224号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月16日

北海道知事 堀 達也

1 道路の種類 道道

2	路 線 名	明倫幕別停車場線				
3	道路の区域					
	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
	中川郡幕別町字猿別176番1 地先から中川郡幕別町字猿別 147番3地先まで	前	15.60mから 15.97mまで	297.46m	—	—
		後	16.81mから 19.06mまで	297.46m	—	—

北海道告示第1225号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年7月16日

北海道知事 堀 達 也

1 出 願 の 年 月 日

2 出 願 者

(1) 名 称

(2) 住 所

(3) 代表者の氏名

3 埋 立 区 域

(1) 位 置

(2) 区 域

山越郡八雲町東野5番、34番、35番及び36番1地先の公有水面
次のK 1の地点からK 4の地点までを順次に結んだ線及びK 1の地点とK 4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

K 1の地点
落部（東野）漁港原点（北緯42度12分49秒4084、東経140度23分58秒2247、X = - 198,393.485、Y = 12,342.500）から方向角311度39分55秒の方向281.93mの地点

K 2の地点

K 3の地点

K 4の地点

(3) 面 積

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

(2) 区 域	次のAの地点からDの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とDの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
	Aの地点 落部（東野）漁港原点（北緯42度12分49秒4084、東経140度23分58秒2247、X = - 198,393.485、Y = 12,342.500）から方向角311度45分01秒の方向292.17mの地点
	Bの地点 Aの地点から方向角44度05分34秒の方向107.50mの地点
	Cの地点 Bの地点から方向角134度05分33秒の方向40.00mの地点
	Dの地点 Cの地点から方向角224度05分34秒の方向107.50mの地点
(3) 面 積	4,300.04㎡
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1226号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年7月16日

北海道知事 堀 達 也

1(1) しゅん功認可の年月日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア 氏 名

イ 住 所

ウ 代 表 者 の 氏 名

(3) 埋 立 区 域

ア 位 置

イ 区 域

幌泉郡えりも町字えりも岬63番1、67番1、67番2、86番1、88番1及び744番1地先の公有水面

次のA 1の地点からA 11の地点までを順次に結んだ線及びA 1の地点とA 11の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

A 1の地点

えりも岬漁港漁港原点（北緯41度55分55秒1137、東経143度14分55秒2899（X = - 229,210.565、Y = 82,812.623））から方向角348度23分49秒の方向116.44mの地点

A 2の地点

A 1の地点から方向角138度25分11秒の方向53.70mの地点

A 3 の地点	A 2 の地点から方向角229度00分17秒の方向12.01 m の地点	B 7 の地点	B 6 の地点から方向角40度34分05秒の方向9.57 m の地点
A 4 の地点	A 3 の地点から方向角138度28分00秒の方向49.89 m の地点	B 8 の地点	B 7 の地点から方向角70度09分10秒の方向11.16 m の地点
A 5 の地点	A 4 の地点から方向角228度30分25秒の方向10.30 m の地点	B 9 の地点	B 8 の地点から方向角89度56分50秒の方向14.13 m の地点
A 6 の地点	A 5 の地点から方向角345度46分52秒の方向10.50 m の地点	B 10 の地点	B 9 の地点から方向角229度18分20秒の方向36.60 m の地点
A 7 の地点	A 6 の地点から方向角329度20分48秒の方向20.57 m の地点	ウ 面 積	A 工区 991.67 m ²
A 8 の地点	A 7 の地点から方向角313度16分48秒の方向20.47 m の地点		B 工区 610.83 m ²
A 9 の地点	A 8 の地点から方向角301度06分12秒の方向19.79 m の地点	(4) 免許年月日及び番号	昭和52年 8 月19 日 港湾第86号指令
A 10 の地点	A 9 の地点から方向角341度19分54秒の方向21.90 m の地点	(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	えりも町
A 11 の地点	A 10 の地点から方向角355度55分04秒の方向11.80 m の地点	2 (1) しゅん功認可の年月日	平成14年 7 月5 日
B 工 区	次の B 1 の地点から B 10 の地点までを順次に結んだ線、B 10 の地点と B 3 の地点とを結んだ線及び B 1 の地点と B 3 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	(2) しゅん功認可を受けた者	北海道
		ア 氏 名 又 は 名 称	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
B 1 の地点	えりも岬漁港漁港原点（北緯41度55分55秒1137、東経143度14分55秒2899（X = - 229,210.565、Y = 82,812.623）から方向角262度00分19秒の方向56.43 m の地点	イ 住 所	北海道知事 堀 達也
		ウ 代 表 者 の 氏 名	
B 2 の地点	B 1 の地点から方向角322度50分53秒の方向2.60 m の地点	(3) 埋 立 区 域	幌泉郡えりも町字笛舞78番 2、78番12及び583番地先の公有水面
		ア 位 置	
B 3 の地点	B 2 の地点から方向角92度33分46秒の方向1.70 m の地点	イ 区 域	次の①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
B 4 の地点	B 3 の地点から方向角82度28分30秒の方向10.82 m の地点	① 地 区	笛舞漁港漁港原点（北緯42度02分33秒2705、東経143度06分23秒3131（X = - 217,056.000、Y = 70,897.000）から方向角215度44分28秒の方向169.74 m の地点
B 5 の地点	B 4 の地点から方向角77度43分52秒の方向26.00 m の地点	② 地 点	①の地点から方向角345度43分00秒の方向20.07 m の地点
B 6 の地点	B 5 の地点から方向角77度14分01秒の方向10.02 m の地点	③ 地 点	②の地点から方向角75度50分59秒の方向60.01 m の地点
		④ 地 点	③の地点から方向角345度52分11秒の方向55.41 m の地点
		⑤ 地 点	④の地点から方向角75度52分37秒の方向16.00 m の地点
		⑥ 地 点	⑤の地点から方向角345度50分50秒の方向107.56 m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角232度13分44秒の方向17.54mの地点 ⑧の地点 ⑦の地点から方向角322度41分04秒の方向4.08mの地点 ⑨の地点 ⑧の地点から方向角51度49分04秒の方向34.18mの地点 ⑩の地点 ⑨の地点から方向角145度1分09秒の方向4.34mの地点 ⑪の地点 ⑩の地点から方向角232度44分19秒の方向1.19mの地点 ⑫の地点 ⑪の地点から方向角165度49分14秒の方向159.75mの地点 ⑬の地点 ⑫の地点から方向角217度27分57秒の方向38.26mの地点 ⑭の地点 ⑬の地点から方向角161度39分55秒の方向5.60mの地点 ② 地 区 次の⑮の地点から⑱の地点までを順次に結んだ線及び⑮の地点と⑱の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） ⑮の地点 笛舞漁港漁港原点（北緯42度02分33秒2705、東経143度06分23秒3131（X = - 217.056、000、Y = 70.897.000））から方向角187度11分16秒の方向179.20mの地点 ⑯の地点 ⑮の地点から方向角70度34分15秒の方向11.70mの地点 ⑰の地点 ⑯の地点から方向角161度15分00秒の方向40.76mの地点 ⑱の地点 ⑰の地点から方向角254度48分08秒の方向11.81mの地点 ウ 面 積 ① 地 区 4,631.12㎡ ② 地 区 473.56㎡ 計 5,104.68㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和62年7月6日 海港第735号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 えりも町	
公	私
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年7月16日 北海道知事 堀 達 也 1 事業概要 (1) 事業名 環境情報提供整備事業 (2) 業務内容 これまで道が蓄積してきた既存の環境情報だけではなく、他の行政機関、研究機関等からもデータを収集し、道民・事業者がインターネット等で容易に環境情報を利用できるよう、情報提供の整備を行う。	
(3) 履行期限 平成15年2月28日（金） 2 参加資格及び選定基準 (1) 企画提案書の提出者に要求する資格 ア 過去2年間（平成12年度から平成13年度まで）に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約・履行実績がある者であること。 イ 道内に営業・運営拠点を持つこと。 (2) 選定基準 ア 情報収集、データ加工・作成能力 関連情報の所在を的確に把握し、速やかに情報収集、データ加工・作成できる事務能力を有すること。 イ 業務処理能力 本業務を処理するための体制、技術力等を有すること。 ウ 新規雇用への対応 本業務は、「緊急地域雇用創出特別対策推進事業」に基づき実施されるものであり、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図るものであること。 3 手 続 等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 232 フアクシミリ 011 - 232 - 1793 (2) 説明書の交付期間、方法及び場所 平成14年7月16日（火）から26日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、(1)に同じ。 (3) 資格審査申請書の提出期限等 平成14年7月29日（月）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 (4) 企画提案書等の提出期限等 平成14年8月7日（水）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 4 その他 (1) 契約書作成の要否	

- 要
(2) 関連情報入手するための照会先
3の(1)に同じ。
(3) その他
詳細は、企画提案説明書による。

支 庁 告 示

北海道日高支庁告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は完了した。

平成14年7月16日

北海道日高支庁長 眞 田 篤 弘

- 1 開発行為又は工区に含まれる地域の名称
新冠郡新冠町字西泊津14番2の内、3の内、16番4の内、10の内、20番22の内、21番1の内、22番1の内、24番の内、25番の内、26番の内、211番の内
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新冠郡新冠町字北星町3番地の2
新冠町長 岡 裕
3 開発許可年月日及び番号
平成14年7月5日 日建指第14 - 1号指令

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年7月16日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 生化学自動分析システム 一式
イ 人工心肺システム 一式
ウ コンピュータラジオグラフィシステム 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納入期限

ア 生化学自動分析システム 平成14年11月29日

イ 人工心肺システム 同

ウ コンピュータラジオグラフィシステム 同 12月27日

(4) 納入場所 札幌医科大学医学部附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成14年7月17日から8月19日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学事務局病院課会計係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学事務局病院課会計係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第

1 A会議室（郵送による場合は、060 - 8543 札幌市中央区

南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課会計係）

(2) 入札日時

ア 生化学自動分析システム 平成14年8月30日 午前10時

イ 人工心肺システム 同 午前10時30分

ウ コンピュータラジオグラフィシステム 同 午前11時

(郵送による場合は、平成14年8月29日までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌医科大学事務局病院課会計係 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (3) 入札金額に係る消費税等の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること (消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課会計係 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3128 (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。	(7) 詳細は、入札説明書による。 (8) この入札による入札執行は、公開で行う。 II Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : 1. Automatic Analyzing System For Blood Chemistry 1 set 2. Extracorporeal Circulation System 1 set 3. Computed Radiography System 1 set B. Bit tendering date and time : August 30, 2002 1. Automatic Analyzing System For Blood Chemistry 10:00 A.M. 2. Extracorporeal Circulation System 10:30 A.M. 3. Computed Radiography System 11:00 A.M. (If mailed, bids must arrive no later than August 29.) C. Contact: Hospital Administrative Division, Administration, Sapporo Medical University Nishi 16-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan Phone : 011-611-2111 Ext. 3128 札幌医科大学告示第20号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 平成14年7月16日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 名 称 天井カセット形エアコン イ 数 量 2式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成14年8月30日 (金) (4) 納 入 場 所 札幌医科大学医学部附属がん研究所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店 (営業
--	---

第1382号

報 告 公 開 規 則 北 海 道

3	契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
4	入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室 (2) 入 札 日 時 平成14年7月29日(月)午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
5	入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
6	入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
7	郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
8	落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
9	契約書作成の要否
10	入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成14年7月26日(金) (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
11	そ の 他 (1) 開札の時間において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。	
札幌医科大学総務部長	
北海道教育委員会教育長告示第21号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成14年7月16日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫	
1	随意契約に係る特定役務の名称及び数量 学校間コミュニケーションシステム開発業務 一式
2	契約の相手方を決定した日 平成14年6月28日
3	随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南1丁目9番1号
4	随意契約に係る契約金額 67,935,000円
5	契約の相手方を決定した手続 随意契約
6	随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第

第1382号

報 告 公 開 報 北

5	型式の種類	回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ココパラダイス2	
	製造業者名	株式会社エレコ	
	型式試験番号	24026100	
	検定年月日	平成14年7月16日	
	検定番号	第24026100号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー	
	代表者の氏名	代表取締役 久木 文男	
6	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県藤岡市鮎川211番地	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	サザンウェイブ-30	
	製造業者名	株式会社タイヨー	
	型式試験番号	24007000	
	検定年月日	平成14年7月16日	
	検定番号	第24007000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー	
7	代表者の氏名	代表取締役 久木 文男	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県藤岡市鮎川211番地	
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	スカルスカ	
	製造業者名	株式会社タイヨー	
	型式試験番号	04036700	
	検定年月日	平成14年7月16日	
	検定番号	第04036700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間	
8	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区中砂町278番地	
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CRにゃんにゃんドリームY	
	製造業者名	株式会社藤商事	
	型式試験番号	20034000	
	検定年月日	平成14年7月16日	
	検定番号	第20034000号	
9	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区中砂町278番地	
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR黒ひげ危機機一発X1	
	製造業者名	京楽産業株式会社	
	型式試験番号	20032900	
	検定年月日	平成14年7月16日	
10	検定番号	第20032900号	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中砂町278番地	
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR黒ひげ危機機一発Z1	
	製造業者名	京楽産業株式会社	
	型式試験番号	20031000	
検	検定年月日	平成14年7月16日	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	検定番号	第20031000号	

	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 株式会社北電子
	代表者の氏名	代表取締役 小林 昭子
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川口市戸塚東4丁目2番14号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
11	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ゲッコウカメン
	製造業者名	株式会社北電子
	型式試験番号	24005700
	検定年月日	平成14年7月16日
	検定番号	第24005700号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー
	代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
12	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRフイバーカシガールGP
	製造業者名	株式会社タイドー
	型式試験番号	20036600
	検定年月日	平成14年7月16日
	検定番号	第20036600号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和
	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤
13	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	ジェットキッズR
	製造業者名	株式会社平和

	型式試験番号	21035800
	検定年月日	平成14年7月16日
	検定番号	第21035800号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和
14	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR・ジェットキッズK
	製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	21034600
	検定年月日	平成14年7月16日
	検定番号	第21034600号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年7月16日）から3年間

採用予定人員

北海道警察官（巡查）の採用試験を、次のとおり行う。
平成14年7月16日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 採用予定人員
男性A区分 約50人
女性A区分 約15人
男性B区分 約100人
女性B区分 約20人
- 職務内容
個人の生命、身体及び財産の保護を任務とし、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
- 試験区分及び受験資格
(1) 学歴・年齢

区 分	受 験 資 格
A 区 分	学 歴 学校教育法による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者（平成15年3月卒業見込者を含む。）
	年 齢 昭和47年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者
B 区 分	学 歴 A区分以外の者
	年 齢 昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者

(2) 次の各事項のいずれかに該当する者は、試験を受けることはできない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

ア 試験日

平成14年9月22日（日）

イ 試験地

(ア) 札幌市、千歳市、岩見沢市、滝川市、小樽市、倶知安町、室蘭市、苫小牧市、静内町

(イ) 函館方面

函館市、八雲町

(ウ) 旭川方面

旭川市、名寄市、稚内市、留萌市

(エ) 釧路方面

釧路市、根室市、帯広市

(オ) 北見方面

北見市、網走市、紋別市

注 試験地のうち札幌市については、受験申込みの状況等により試験会場が江別市内となる場合がある。

ウ 試験会場

受験票の発送をもって通知する。

エ 試験内容

次により筆記試験等を行う。

区 分	試験種別	試 験 内 容
A 区 分	教 養 試 験	警察官として必要な知能及び知識（大学卒業程度）について、択一式による筆記試験を行う。
	論 文 試 験	主として思考力、表現力等について、論文式による筆記試験を行う。
B 区 分	適 性 検 査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行う。
	教 養 試 験	警察官として必要な知能及び知識（高等学校卒業程度）について、択一式による筆記試験を行う。
	作 文 試 験	主として文章による表現力等について、作文による筆記試験を行う。
B 区 分	適 性 検 査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行う。

注 論文試験及び作文試験の評定並びに適性検査の結果の判定は、第1次試験合格者に対してのみ行う。

(2) 第2次試験

ア 試験時期

平成14年10月下旬から11月下旬の予定である。

イ 試験地

(ア) 札幌市 札幌市

(イ) 函館方面 函館市

(ウ) 旭川方面 旭川市

(エ) 釧路方面 釧路市

(オ) 北見方面 北見市

(カ) 道 外 首都圏

ウ 試験会場

第1次試験の合格者への通知をもって指定する。

エ 試験内容

次の種目について試験を行う。

試験種目	試 験 内 容
口述試験	警察官に適する人物かどうかについて、個別の面接試験を行う。

健康診断	胸部疾患及び感染症疾患の有無、聴力その他健康状態について、医師による検査を行う。			
体力検査	職務遂行上必要な体力を有しているかどうかについて、検査を行う。 職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次の基準により身体検査を行う。			
身体検査	検査項目	身 体	基 準	性 性
	身長	おおむね160センチメートル以上	おおむね155センチメートル以上	
	体重	おおむね47キログラム以上	おおむね45キログラム以上	
	胸 囲	おおむね78センチメートル以上		
	視 力	両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上であること、又は矯正視力がおおむね1.0以上であること。		
	色 覚	正常であること。		
その他		身体に障害その他の異常がないこと。		

- 5 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- 6 合格発表
- (1) 時期
- ア 第1次試験の合格発表は、平成14年10月上旬の予定である。
- イ 第2次試験の合格発表（最終合格者）は、平成14年12月上旬の予定である。
- (2) 方法
- 合格者の受験番号を、北海道警察本部及び北海道警察の各方面本部の掲示板に掲示し、並びに北海道警察ホームページに掲載する（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）。
- なお、第1次試験合格者には文書で通知し、第2次試験の受験者には全員に合否の結果を文書にて通知する。
- 7 採用
- いずれも平成15年4月以降の予定である（大学、短期大学、高等学校等に在学中の者以外の者については、平成15年2月に採用する場合もある。）。
- 8 合格から採用までの経路
- (1) 合格者は、北海道警察官採用候補者名簿に登録され、その中から採用者を決定する。

- ただし、A区分の大学等卒業見込者については、平成15年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合は採用されない。
- (2) 採用された者は、北海道巡査に任命され、北海道警察学校に入校し、初任科生として6か月間（大学等卒業者以外は10か月間）の教育訓練を受けた後、道内の各警察署に配置される。
- 9 昇進の道
- 所定の年限を勤務すると、試験により昇進の道が開かれている。
- 10 給与及び待遇
- (1) 給料及び諸手当
- 給料及び諸手当は、おおむね次のとおり支給される（官公庁又は会社等に勤務した経験のある者は、一定の基準で加算される。ただし、給与改定が行われる場合がある。）。

区分	採用時の給 任 給	初年度の期末・勤 勉・寒冷地手当	採用時から1 年間の総 収入	2 年間の総 収入
大 学 卒	207,500円	約857,000円	約3,950,000円	約4,827,000円
短期大学卒	190,000円	約791,000円	約3,274,000円	約4,511,000円
高等学校卒	174,100円	約731,000円	約3,009,000円	約4,129,000円

- 上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当等が、それぞれの条件によって支給される。
- (2) 被服の支給
- 勤務に必要な制服、靴、靴下、ネクタイ、ワイシャツ等の被服が、採用と同時に支給される。
- 11 受験手続及び受付期間
- (1) 受験申込書の請求先
- ア 申込書は、北海道警察本部採用センター、北海道警察の各方面本部の警務課又は道内の最寄りの各警察署に請求すること。
- イ 郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験申込書請求」と朱書き、140円切手（1部請求する場合は、はった返信用封筒（角形2号：A4判が入る大きさ）を必ず同封すること。ただし、申込書とパンフレットを併せて請求する場合には、270円切手をはること。
- 申込先及び申込方法
- (2) 申込みは、申込書に所定事項を記入した上、受験票には必ず50円切手をはって、次表により第1次試験の受験希望地の区域に応じた申込先に提出すること。

なお、郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「警察官採用試験申込」と朱書き、配達記録又は簡易書留にすること。

区 域 別	申 込		先
	名	称	
札幌方面	北海道警察本部採用センター		〒060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 TEL 011 - 251 - 0110 内線 2657 フリーダイヤル 0120 - 860314
函館方面	北海道警察函館方面本部警務課		〒040 - 8511 函館市五稜郭町15番 5 号 TEL 0138 - 31 - 0110 内線 2624
旭川方面	北海道警察旭川方面本部警務課		〒078 - 8511 旭川市 1 条通25 丁目487番地 6 TEL 0166 - 35 - 0110 内線 2623
釧路方面	北海道警察釧路方面本部警務課		〒085 - 8511 釧路市黒金町10 丁目 5 番地 TEL 0154 - 25 - 0110 内線 2623
北見方面	北海道警察北見方面本部警務課		〒090 - 8511 北見市青葉町 6 番 1 号 TEL 0157 - 24 - 0110 内線 2623

- (3) 受験票の発送
申込みをした者には、第 1 次試験の試験会場等を明記した受験票を郵送するので、第 1 次試験の際は、必ず写真をはって持参すること。
なお、9 月17 日（火）までに受験票が到着しないときは、申込先と同じ所に問い合わせること。
- (4) 受付期間
申込みの受付期間は、平成14 年 8 月 7 日（水）から23 日（金）までとする。
なお、郵送の場合は、平成14 年 8 月23 日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける（8 月21 日（水）以降に投かんする場合は、「速達・配達記録」又は「速達・簡易書留」にすること。）。
- (5) その他
この試験についての問い合わせは、申込先と同じ所によること。

管内水面漁場管理委員会
課 長

内水指示第 2 号

産卵のために、そ上するさけ・ますを保護するため、水産動物の採捕について、漁業法（昭和24 年法律第267 号）第67 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。
ただし、北海道内水面漁業調整規則（昭和39 年北海道規則第133 号）第27 条の規定により知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

平成14 年 7 月16 日

北海道内水面漁場管理委員会 会長 竹 田 正 之

河 川 名	禁 止 区 域	禁 止 期 間	採捕禁止
標 津 川	標津川河口から標津川上流標津郡標津町字標津北 1 条西 6 丁目 1 番 1 地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会標津捕獲採卵場の捕獲施設（上留め）に至る間の標津川本支流の区域	平成14 年 8 月 1 日から 11 月30 日まで	
当 幌 川	当幌川河口から当幌川上流野付郡別海町尾岱沼 1 番地の 4 地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会当幌捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の当幌川本流の区域	同 上	
別 当 賀 川	別当賀川河口から別当賀川上流根室市川口86 番地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会別当賀捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の別当賀川本支流の区域	同 上	
斜 里 川	斜里川河口から斜里川上流斜里郡斜里町新光町31 番 1 地先社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会斜里捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の斜里川本支流の区域	平成14 年 8 月 1 日から 12 月31 日まで	すべての 水産動物

千 歳 川	石狩川支流千歳川上流根志越橋下流 端から千歳市花園 1 丁目地先団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会千歳捕 獲採卵場の捕獲施設に至る間の千歳川 本流の区域	平成 14 年 8 月 21 日から 10 月 31 日まで	
静 内 川	静内川河口から静内川上流静内郡静 内町字田原 755 番地先静内土地改良区 頭首工に至る間の静内川本流の区域及 び静内川と豊畑川の合流点から静内町 字豊畑 1958 番 2 地先団法人北海道さ け・ます増殖事業協会静内捕獲採卵場 の捕獲施設に至る間の豊畑川の区域	平成 14 年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで	

平成十四年七月十六日

火曜日

一四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課